

項目	御意見等		追加資料	備考
府営住宅の役割 （ストック有効活用）	1	「適正な府営住宅等ストック規模」に示された取組の方向性は、基本的にはこれまで取り組んできた内容を改めて記載したように見える。継続するのであれば、何を継続するのか、また、これまでの取組の中で不十分であった点を踏まえ、何を新たに変えるのかが分かる記述にした方がよい		
	2	要配慮者の方の入居について、入居申請書類を見るだけでも、現時点ですでに何らかの支援や周囲の助け、関係機関につなぐ必要があるようなケースがある。そうした点について、住宅確保要配慮者への安定的な住まいの提供という観点から、現時点でどのような対応をしているのか。今後さらにこの点に力を入れるとすれば、住まいというハードだけではなく、関係機関との連携や危機対応も必要になるが、どのような方向性で検討しているか、教えてほしい。		
	3	入居申請の中には、このままでは何らかの支障を来たすのではないかとという、放置できない内容が見受けられることがあるが、そうした緊急性がある場合、入居後の居住支援法人との連携だけでなく、福祉部局など他部局と情報共有しているのか教えてほしい。		
	4	Uターン・Iターン・Jターンについて、やや弱い印象があり、地方への人の流れをつくるような住宅整備方針に踏み込めないか、地方の府営住宅を優先的に整備するのか、新しいコンセプトの魅力的な住宅を地方から整備するのかなど、20年、30年先を見据えた動きに着手できればと思う。		
	5	地方に戻っていく人は、ある程度資金もあり、必ずしも府営住宅に住むとは限らないため、「UIJ」という表現ではニーズがやや異なる印象がある。京都府北部や南部にも目を向け、そこで活躍の場を見いだす人に住まいを提供したいという趣旨が伝わる表現の方がよいのではないか。		
府営住宅整備における 環境配慮	1	ZEH-M Orientedについて、これは20%削減を目標とするもので、省エネ設備を設けなくても、断熱改修や気密改修の積み上げで満たせる水準である。一方で、その次に建替え時には太陽光発電装置を設置するとされており、建替え時のターゲットがやや不明確で、不一致にも見える。太陽光発電設備を設け、省エネ対策も施すのであれば、どのレベルを目指すのか、もう少し整理した方がよいと思う。		
	2	子育て住戸改修に伴う断熱性能改善など、単なる機能変更にとどまらない付加価値のある改修を進めているのであれば、その数値目標や成果がわかるような記載があった方が、成果の誘導につながると考える。		
更新期を迎える府営住宅等 ストックの整備について	1	PFIや住棟・住戸別カルテの作成まで記載されており、特にカルテは作り方や使い方によって大きな効果が期待できる。一方で、誰が作成するのか、新たな事業としてどう立ち上げて全住戸に広げていくのか、そのプロセスや工程も含め、ご検討いただきたい。		
	2	PFIに注目することは、こうした分野では主流の方法の一つであると考えるが、全ての団地を維持するのか、一部を縮小するのか、あるいは一部団地を売却してその資金で残りを整備するのかなど、今後の方向性を明確にしていきたい。		
	3	IターンやUターンについて、移住促進のための目的外使用のような活用は、今後非常に重要になると考える。例えば北部では、外国人技能実習生が府営住宅等に入居し、地域活性化につながっているという話もある。特に地域では若い世代の流出が深刻な状況もあるので、移住促進のための目的外使用など、効果的な利用方法は長期的に考える必要があると考えるが、具体策があれば教えてほしい。		
	4	府と市町村との連携について、これまでも役割分担はあったと思うが、今後どのように明確化していくのか。		
	5	今後ストック数を減らしていくという方向性自体に大きな異論はないが、日本は災害が多く、地震や洪水などで緊急的に住まいを確保しなければならない方が出る可能性がある。そうした緊急時のバッファーとしての役割も公営住宅にはあるので、必要戸数を考える際には、その点も含めて検討いただきたい。		
	6	PFI事業の導入についても、グループホームなど地域住民が使う高齢者の需要をカバーする施設など、住宅以外の機能を組み込む余地がある。余剰地を全て売却するのではなく、一部をそうした活用に充て、地域課題やまちづくりに貢献するような形でPFIを積極的に活用していただきたい。府営住宅ストック公民連携活用事業を強化し、地域課題の解決につながる機能をミックスしたPFI、あるいは建て替え事業として進めていただけるとよいのではないかと考える。		
	7	建替え可能な場合は、特に地方部では、利便性の高い市街地から離れた場所にある住宅を現地建替えするのではなく、より使いやすい立地へ移転することも考えられるのではないか。公営住宅が地域の活力向上にもつながるよう、地方版コンパクトシティや小さな拠点づくりに貢献できる形で活用していただければよいのではないか。		
	8	余剰地活用に加えて、例えば建物内の一部を他用途に供するなど、合築的な工夫も含め、柔軟に検討していただきたい。		
適正な府営住宅等ストック規模	1	例えば「適正な府営住宅等ストック規模」では、結局どのような規模を想定しているのかが見えにくく、この計画期間内に人口がどの程度減るのか、どのように移動するのか、どこまで具体的な数字に踏み込むのか。 長期的な計画である以上、社会の変化に対応していく住宅政策が求められ、人口減少、高齢化、単身世帯の一般化、デジタル対応の必要性などが課題となる。		
府営住宅の家賃について （裁量階層）	1	対象世帯の障害者のところで、「知的障害者が、精神障害の程度に相当する程度」という記載があるが、意味が分かりにくく感じる。精神障害1級や2級の定義に当てはめるという考え方なのか、どう定義しているのか教えてほしい。		
	2	裁量階層世帯の収入基準を上げる目的は、子育て世帯が入りやすくなるようにすることが主であると考えてよいか。		
	3	最近、外国籍の方の入居が非常に増えている印象があるが、外国籍の方についても、どこかに当てはまれば同じように入居対象になるのか。収入階層が比較的高くても、海外に扶養親族が多く控除によって基準に収まり、入居されるケースもあるように見受けられるが、外国籍の方も同じ基準で扱われるのか。日本語対応などのサポートがあるのか気になる。		
	4	子育て世帯だけを引き上げるのは、そこに多く入居していただきたいという政策目的から理解できるが、一方で、それ以外の方でも、引上げによって入居できる方がいることは確かであるし、公営住宅は要配慮者向けでもあります。その観点からは、裁量階層全体を引き上げてもよいのではないかと考える。		
	5	子育て世帯はすでにお子さんがいる世帯ですが、本当の意味で子育て環境を重視するのであれば、新婚世帯への支援にも政策的な意味があると考える。		
	6	政策目的を明確に示したいのであれば、子育て世帯等に絞る考え方でもよいと思うが、一方、公平性の観点からは、一律引き上げるという考え方も妥当だと考えられる。		
	7	戦傷病者、被爆者、引揚者、ハンセン病療養所退所者などは、今後さらに高齢化し人数も減っていくと考えられるため、影響は大きくないと考えられるため、全体を引き上げてもよいのではないか。		
	8	裁量階層全体の基準を引き上げても公平性の観点から妥当であり、しかも実質的な効果は子育て世帯・新婚世帯への支援に最も現れると考える。		